

専門学校 藤リハビリテーション学院 学則

第5章 進級及び卒業

（進級及び卒業）

第31条 学院長は学院運営会議の議を経て、当該学年の指定する単位を修得した者を進級させ、第27条に定める授業科目の単位認定を受けた者に対し、卒業を認定する。

2. 学院長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。
3. 欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1を越えた者は進級又は卒業することができない。
4. 欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1以内であっても、各学科及び実習にかかわる出席時間数が学則に定める時間数に満たない者については再履修しない限り進級又は卒業を認めない。

専門学校 藤リハビリテーション学院 細則

第3章 試験・留年・卒業要件

（卒業要件）

第11条 学則で定められた総単位数124単位の認定を受けていない者は、卒業することができない。

その場合、卒業延期となり、要件を満たした年度に再度、卒業判定会議にて判定を受けること。

（進級判定会議および卒業判定会議）

第12条 進級判定会議および卒業判定会議は学院長が召集し学則およびこの細則により判定を行う。

2. 進級判定会議は第一、二、三学年の3月に行う。
3. 卒業判定会議は第四学年の2月に行う。